

平成 27 年度 日高市外部評価について

1. 外部評価について

本市が平成 26 年度に執行した事務事業について、所管課による内部評価（評価すべき事項及び改善すべき事項）に加え、公開の場で外部評価を実施することにより、市民への説明責任を果たすとともに、行政評価の質の向上を図り、行財政運営の改善につなげていくものです。

2. 実施時期及び場所

平成 27 年 10 月中旬から下旬
市役所庁議室

3. 対象事業

- (1) 事務事業数 5 事務事業以内
- (2) 選定方法 次の A から E に該当する事務事業の中から、外部評価員が選定する。
 - (A) 戦略プロジェクトの実現に向けて実施している事務事業
 - (B) 市民生活への影響が高いと思われる事務事業
 - (C) 市民の関心の高いと思われる事務事業
 - (D) 改善を図る必要について検証を要すると思われる事務事業
 - (E) 重点的に進めている事務事業又は新規事業市役所庁議室

4. 実施方法

- (1) 外部評価員の構成
日高市行政経営審議会の委員又は市長の指名したものの中から、5 名以内で構成する。
- (2) 外部評価の内容
外部評価は、1 事務事業ごとに評価を行う。
外部評価員は、内部評価「事務事業成果及び評価調書」の結果について、評価すべき事項又は改善すべき事項について意見を表明する。
なお、外部評価員は、外部評価の実施に当たり事前質問事項を提出できるものとする。
1 事務事業当たりの評価時間は 60 分程度とする。